

第5章

実現化方策



1. 都市計画制度の運用

(1) 市街地の更なるコンパクト化の推進

本市は、桂川周辺の市街地に多くの人々が居住しています。しかし、近年ではD I D地区が消滅し、用途地域内においても十分な人口密度を維持できておらず、必ずしもコンパクトな都市を実現しているとは言えません。平成 25 年に都市再構築戦略委員会より示された「中間とりまとめ(平成 25 年 7 月 31 日)」及びその後改正された「都市再生特別措置法(平成 26 年 8 月 1 日)」で示されたように、人口減少・少子高齢化が著しい現状にあつては、高度経済成長期に多くのインフラ整備をしてきた公共施設等の維持管理費や更新費を考えると、都市はできるだけコンパクトに居住し、管理するエリアを絞り込んでいくことが望ましいと言えます。また、別の視点では、自動車に乗れない交通弱者である高齢者が多く居住する中心市街地内では、医療・商業・社会福祉施設等の身近な生活に必要な施設まで歩いて用が足せるようにすることが可能となります。

このように、高田地域を中心とする用途地域指定エリアは、さらなるコンパクトな都市をめざし、必要な都市機能を中心市街地に誘導するとともに、その近隣に高齢者住宅等を誘導していくこととします。

(2) 地域地区の見直し

市街地のコンパクト化に向け、将来的には、人口密度の状況を勘案し、現在の用途地域の指定エリアを縮小していくこと等が考えられます。また、非線引き白地地域においては、特定用途制限地域を定め郊外への集客施設の立地を規制すること等が考えられます。そのため、本計画で定めた将来都市構造や土地利用方針に基づき、必要に応じて適宜、地域地区の見直しを行っていきます。

(3) 都市施設の見直し

都市計画道路の未整備路線については、当初計画時の社会状況の変化により必要性が低くなった場合、都市計画道路の廃止も視野に入れつつ、県とともにあり方を検討していきます。

公共下水道については、豊後高田市公共下水道事業計画に基づき、汚水管渠の整備を促進していきます。その際には、将来の都市規模のコンパクト化を考慮し、必要に応じて事業計画の縮小について検討を行います。

公園については、土地利用状況等を踏まえつつ、市民の健康増進や防災活動拠点としての対応が可能な公園として必要に応じ整備します。

他の施設については、地域の実情に応じ、選択と集中の観点から、必要に応じ随時検討します。

(4) 都市計画手法の新規導入

市民の意向に応じたきめ細かなまちづくりや地域の実情に応じたまちづくりを実現するため、特定のエリアを対象としたまちづくりのルールを定める地区計画制度等の導入を検討します。

2. 市民を中心としたまちづくりの推進

(1) 市民のまちづくり参加機会の創出

市民が、市の政策や地域づくり活動に参加できるように、本計画の見直しや本計画内で示されたプロジェクト等を実施する場合には、計画を検討する段階から主体的に参加できる機会を創出します。

(2) まちづくりのリーダーとなる人材の発掘・育成

市民が主体となり、まちづくり活動を積極的に動かし、持続して維持していくためには、そこに住む地域の市民の中に核となるリーダーの存在が必要不可欠です。そのため、本計画の策定にかかわっていただいた各種団体や各地域の方々のように、地域のリーダーとなる人材の発掘・育成に努めます。

(3) まちづくり関連の情報発信

今後の都市計画やまちづくりに関する情報発信の手法として、パンフレットの配布、市報や市のホームページ等への掲載を通じ、本計画の目的や内容を周知し、市民のまちづくりへの関心や意欲を高めていきます。

3. 総合的な協働体制の構築

(1) 計画の実現化に向けた協働体制の構築

本計画で示した将来都市像や目指すべき将来都市構造を具体化していくためには、市民を主役とし、行政だけでなく企業など全ての主体が目標や課題を共有し、それぞれの役割分担に応じ連携・協力しながら、市街地の活性化、景観に配慮したまちなみの形成や地域コミュニティの活性化といったまちづくりを推進する必要があります。今後より一層、市民が主役のまちづくりを推進していく観点から、市民の意見を最大限反映・活用できる協働体制を構築していきます。

(2) 計画の実現化に向けた総合的な取組みの推進

本計画で示した将来都市像を実現させ、目指すべき将来都市構造を実現していくためには、都市計画に基づく事業の推進、規制・誘導方策を活用するだけでなく、都市計画分野以外における取組みも必要です。特に、企業誘致や農地の保全などの施策については、都市計画以外の分野における関係者・関係機関での取組みが中心であり、こうした他分野と協力していくことが求められます。

このため、本計画で掲げた各種方針は、都市計画という枠のみにとらわれず、他分野についても十分意識しながら、総合的なまちづくりの推進方策を示しています。そのことから、都市計画以外の分野と調整・整合を図りながら、実現化に向けた総合的な取組みを推進していきます。

また、国道・県道や河川などに関しては、国・県をはじめとする関係機関と連携・協力しながら、役割分担や計画内容などについて具体的な協議を進めていきます。

(3) まちづくりに関する庁内体制の確立

まちづくりは、都市計画だけでなく、都市計画以外の他分野とも含めて総合的、横断的な取組みを必要とします。そのため、本計画の進捗状況の報告を含めたまちづくりの状況を議論する会議体を定期的で開催するなど、まちづくりに関する庁内体制を構築します。

(4) 都市計画マスタープランの見直し

本計画に基づくまちづくりを進めていくにあたり、今後は、短期・中期・長期計画を明示したアクションプランを今後作成するとともに、庁内外に会議体を設置する等により定期的な進捗管理を行い、必要に応じ計画内容について見直しを行います。また、上位計画である総合計画の改訂や社会経済情勢に大きな変化が生じた場合も、あわせて本計画の見直しを行います。